

第 67 回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和 8 年 3 月 18 日（水曜日）16：00～17：00

場所：佐賀県庁新館 4 階 特別会議室

1、開会

（事務局 県土整備部県土企画課 御厨副課長）

それでは、定刻になりましたので、第 67 回佐賀県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

はじめに、本日の委員会の成立についてご報告をさせていただきます。本日は 9 名の委員に出席をいただいております、全委員数の 10 名に対して 2 分の 1 以上の出席をいただいております。設置要綱第 6 条の規定により、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、委員会の開会に先立ちまして、県土整備部長の横尾よりご挨拶を申し上げます。

2、県土整備部長挨拶

（県土整備部 横尾部長）

県土整備部長の横尾でございます。昨年 3 月まで県土整備部長を務めて、その後政策部の方に勤務しておりましたが、1 月 1 日付で改めて県土整備部長を拝命しました。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、足元の悪い中、また年度末のお忙しいところ、第 67 回公共事業評価監視委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の委員会は、新規事業のご報告ということで、代表箇所を 2 事業ご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

議題に入ります前に、恒例になっている公共事業に関連したご説明をさせていただければと思います。

新聞等でも出ていたと思いますが、吉野ヶ里歴史公園の中で「スノーピーク グラウンズ 吉野ヶ里」という施設が、昨日オープンセレモニーを行って、本日から営業開始しています。官民連携で整備した拠点ということで、九州最大級の 160 サイトのキャンプフィールドが備えられておりまして、スノーピークさん、スターバックスさん、そしてみつせ鶏本舗さんが入られています。この拠点は、多くの方に歴史的な価値を体験していただく公園へということで、初めて Park-PFI を活用してキャンプフィールドができたということでございます。神埼・吉野ヶ里の地域、多くの方に訪れていただいておりますが、宿泊施設がないので、ここを拠点に宿泊等していただいで、地域を周遊いただくというように活用できればと考えています。この神埼・吉野ヶ里エリア、吉野ヶ里歴史公園もそうですけれども、山茶花の

湯ですとか、アドベンチャーバレーSAGA、九年庵など、様々な地域の本物の資源がございます。こういったところも楽しんでいただきながら、地域づくりに寄与していければと思っています。

それと、インフラの価値を上げるということで、インフライズという新たな取組を行っているところでございます。こちらは、多布施川でSUPに乗って川下りを体験していただき、身近なインフラの大切さを知っていただいて新たな価値を体感してもらうということで、3月1日のお昼時にご家族等で、SUPで川下りを楽しんでいただきました。その日の夜にナイトSUPを行い、幻想的な雰囲気の中でSUPを楽しんでいただいたということで、また3月22日に、桜マラソンのときに、楽しんでいただくような場を作る予定としています。

それと、「堀日和」ということで、佐賀城の目の前のお堀、県庁のすぐ北側のところになりますが、フロートを浮かべて、ここにこたつを置いて花見などを楽しんでいただければということで行っております。期間は、3月20日から29日までを予定しています。予約もほぼ埋まっています、多くの方にご体験いただけるかなと思っております。また、休日は、議会前の通りを車両通行止めにして、そこで花見を楽しんでいただけるような取組もする予定です。詳細はお配りしたチラシの中に入れておりますのでご確認いただければと思います。

それと、もうご承知かと思いますが、キングダムと佐賀県がコラボしまして、いろんな仕掛けをやりました。佐賀空港を「佐賀キングダム空港」ということで、空港内での原画展の開催や、東与賀の堤防には、読破堤ということで、コミックス1巻から77巻までの漫画を貼りまして、300mくらいずっと読み続ければ全部読破できるという仕掛けを行いました。こういった取組は3月29日までとなっています。

このように、インフラに関する様々な取組を続けています。

私からのご挨拶は以上になります。本日はよろしく願いいたします。

(事務局 県土整備部県土企画課 御厨副課長)

はい、それでは、これより先の議事につきましては、委員長に進行をお願いいたします。

伊藤委員長、よろしく申し上げます。

3、議題

(伊藤委員長)

はい。皆さんお手元の議事次第をご覧になっていただきますと、本日の議題は1つだけです。先程、ご説明があったように報告事項が1件ということになっております。新規評価結果についてということですので、早速ですけれども事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局 県土整備部県土企画課 野口課長)

事務局の担当課長をしております野口です。よろしくお願いいたします。

事務局から令和8年度の新規評価の概要につきまして報告をさせていただきます。新規評価とは、新たに着手する事業箇所を対象として、この委員会でご審議いただき策定したマニュアルに基づき、事業を開始することが適切であるかどうか、県で評価を実施し、その結果を委員会へ報告するものとなっています。

今回、令和8年度に新たに着手する事業箇所の新規評価を行ったものを、中央の部評価箇所数の列に示しています。まず、整備系の事業につきましては道路や河川などの合計13箇所となっています。道路の歩道や河川の堤防の整備など交通安全の向上や、災害の防止に資する事業などを行うことといたしました。

次に、維持系の事業につきましては、同じく表の中ほど、部評価箇所数の列に示しています。道路の舗装補修や河川を保全する護岸の修繕などの合計202箇所となっています。施設の安全性向上や機能保持に資する事業などを行うことといたしました。

各箇所の新規評価の結果の概要につきましては、お手元に配布しております資料の1-2及び1-3をご参照ください。

報告は以上となります。

では、代表的な箇所の説明といたしまして、1箇所目は今年度9月の第1回委員会で新規評価マニュアルの見直しを行いました、ため池等整備事業、2箇所目は事業規模が大きい河川整備の2つの事業につきまして、新規評価の内容結果を含めて説明をさせていただきます。

(農林水産部農山村課 江口課長)

農山村課の江口と申します。

それでは、代表箇所の説明ということで、ため池等整備事業、洪水調節機能強化型の説明をさせていただきます。

まず、ため池の説明をさせていただきたいと思います。ため池とは、農業用水を確保するために水を溜める人工的に造られた池のことです。施設としては、水を溜めるために堤防を作りますのでそういった「堤体」の部分ですとか、水を出す「洪水吐」というところの施設ですとか、それから実際に農業に使うための水を取る施設「取水施設」と申しますけど、こういった施設から構成をされています。

今回、ご説明させていただくのは、ため池の中でも洪水調節をしていくためにあらかじめ水を少し出してポケットを作るというような機能を付加して整備をしていくということで、全体のため池の中の整備ではあるのですがけれども洪水調節機能強化型という整備をするものでございます。事業内容としては、赤枠の中の事業内容というところで書いていますけれども、特に違うのが緊急放流施設と言って、水を少し余計に出せるような施設を追加するというのを考えています。

今回、新規地区をお願いすることになるのですが、大町町に宮浦地区というところがございます。令和元年、令和3年の豪雨で、ため池の下流の方で浸水被害が生じたという地区です。場所でいいますと大町町役場、地図でいきますと右側が佐賀の方になります。大町駅の少し手前の方、山手の方に宮浦ため池がございます。

ため池の整備内容なのですが、左側の絵がため池を上から見たものです。右側の絵は、ため池の堤防があるのですが、それを真横から見たようなものになります。内容としては、今、右側の絵も左側の絵も赤で書いているところが工事の箇所になるのですが、堤防の斜めのところに緊急放流孔といって穴をもう1回開け直すというような整備をやりまます。右側の絵でいいますと、左側の部分にため池の水が溜まります。堤防の右側の部分は外になるのですが、住宅とか農地とかがある方向でして、そちらの方に水を抜いていくと余計に水を出しますので、横に赤印があると思いますけど、その部分も大きくしていくというような整備になります。どれぐらい下げるかといいますと1日に14,300 m³、25mプールでいきますと31杯分くらいの容量を1日で下げるだけの穴を開けていくというような整備になります。一番上の写真を見ていただきますと、ため池の現状がわかります。右側の上段が取水施設になりますけど、通常農業用に使うときはこれくらいのサイズの施設でいいのですが、これを一回りくらい大きくなるような感じの施設整備をやっていくということです。それから右下のところも底の方に水を抜く管が入っていますけれども、これ80cmの管が入っておりますが、少し余計に水を出さないといけないので90cmの管に変えるというような整備をいたします。

今回の地区の評価ですが、体系的に、位置付けや、必要性・効果、それから実施環境こういったものを評価しています。9月に、今回このため池の評価をするためのマニュアルをこの委員会でご審議いただいて新たに作っております。そのマニュアルに沿って今回評価しておりまして、上の方からアンダーラインを引いているところがありますけれども、各種計画との整合性に関して言いますと、防災に係る計画、協定、重要度こういったところをきちんとプロジェクトとか各種計画に位置付けております。それから必要性・効果の部分でいきますと、明確な必要性として下流域に浸水被害の実績があるということ、それから一番下のところですけど下流域における浸水被害防止ということで、ポケットを作りますのでそういう意味では被害の防止軽減が見込まれるということを考えています。

最後の実施環境のところですが、地元の合意形成の状況ですとか関係する他部局との調整、こういったものを済ませておりますので、今回地区の評価としては、位置付け、必要性・効果、実施環境こういった部分が全て80点以上のAになりますので、総合評価としては優先的に事業を実施させていただきたいと評価しています。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。

只今、ご説明があったように、令和元年と3年にこの辺り、六角川の内水氾濫ですけれど

も浸水被害の大きなものがありまして全国ニュースにもなったというような日がありました。こういったため池というのは江戸時代からずっとこの辺にはたくさん作られてきて、本来農業用水を溜めるような機能しかなかったのですけれども、確か球磨川の氾濫の後だったですか、菅政権のときだったですかね、ため池の農業用水以外の機能として、天気予報でこの後大雨が降ると分かたら水を抜いて、山側からくる雨をそこで溜めて洪水にならないように積極的に取り組んでくださいねと、そういう政策の一環ということです。

1つお聞きしたいのですけれども、先程の地図の中でたくさんため池が大町町さんにまだあるのですけれども、この辺も順番でやられていくという予定でよろしいでしょうか。

(農林水産部農山村課 江口課長)

ありがとうございます。ため池の洪水調節を強化していくという、この型でやる整備というのは、やはり下の方に農業として使われている受益者がございますので、例えば、農地が減って、もうため池を使わないとかで、使わない部分はポケットにしたいとかという地元の意向があればそういう整備をしていくということになります。併せて浸水被害が下流域に甚大な被害がある場合ですね、ですからそこは地元の合意形成が図られたところで考えていくと。

(伊藤委員長)

合意形成が図られたところから順番にというかたちなのですね。

(農林水産部農山村課 江口課長)

あくまで行政がこうやるというようなものではなくて、地域の施設は自分たちで管理されていますので、そういう意味では地域の意向を充分配慮しながら合意形成を図るというようなことになると思います。

(伊藤委員長)

時期によってはあまり水を入れてもらったら、農作物に影響があるという話もありますものね。はい、分かりました。そうしましたら委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。はい、お願いします。

(田中委員)

今回、ため池の災害用に作ってあるのですけれども、去年からあまり雨が降っていなくて、今年とかは農業用にとっても役に立つのかなと思います。以上です。

(農林水産部農山村課 江口課長)

ありがとうございます。やはり地域の方も特にこういうため池が多いところというのは元々水がない地域なものですから、やはりため池を人工的に造って農業用のために蓄えられているというようなことでこれまで使われてきたのですが、先程、委員長もおっしゃられたように雨が降る時期と、水を必要とする時期が一緒なので、水は溜めておかなければいけないし、でも大雨が降ると落とさなければいけないし、というような、そういうところが非常に難しい状況の中でため池を管理されているというケースが多いものですから、今年みたいに水が心配な状態になってくると、やはり皆さん溜めた方がいいですし、そういう意味ではなかなか溜まりづらいという状況もありますからご不安も多いかなというふうに思っています。

(伊藤委員長)

他、いかがでしょうか。よろしいですか。
それでは次の案件に入っていただきます。

(農林水産部農山村課 江口課長)

ありがとうございました。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

それでは、河川事業の代表事例ということでご説明させていただきます。

河川砂防課長の中原と申します。よろしくお願いいいたします。

まず、事業概要でございます。一級河川の嘉瀬川になります。これは事業期間が令和8年度から27年度までということで、総事業費が85億円となっています。

事業の目的としては、嘉瀬川の下の方、近年では令和元年8月、令和3年8月、令和5年7月などの浸水被害が頻発してしまっていて、令和7年度から国と県で嘉瀬川水系の河川整備計画の変更に向けて、今動いているところで、今年度中には策定をするというところになっています。それに令和8年度以降、策定した計画に基づいて河川改修を行い浸水被害の軽減を図るというような事業でございます。

これが現地の状況です。写真にありますとおり、令和5年7月に国道323号線が浸水により車も止まって通行止めになったという状況です。右側の水位も見てもらいたいのですが、川上の水位観測所で史上最大水位を記録しています。そのため今回の計画では横断図を付けておりますけれども築堤、パラペットということで浸水被害を軽減するという計画を策定しているところです。

事業効果なのですが、少しマニアックになりますが、上の左の方に現行の河川計画、今の堤防の場合の水位を赤い点々で示していますけれども、その河道内に収まる流量を今流れてきますと、それ以上の雨が来たらどうしますかといったときに右の方に移っていただき、ダムへ溜め込むという操作を行っています。ダムのポケットというのが基本的に変わ

らないので、そこに溜め込んで、どんどん溜め込んで、もう溜め込めないよといったときに上の黄色のところを書いていますが、ただし書き操作ということで流入量、入ってきたものをそのまま放流するというような操作に移行します。今回の計画につきましては、下の方に移りますが、堤防のかさ上げ等を行います。それによりまして下流への流量が確保できます。そういうことで次右の方に行きますけれど、今までが点線で、ダムに溜め込むタイミングというのが早かったのですけれども、今後どんどん下流に流せるということであれば、ダムに溜め込むタイミングが遅くなります。遅くなれば同じような雨であってもだいたい雨が落ちていた後にダムの放流というようなことで、赤の実線から上の部分で水を溜め込んで下流への影響を極力少なくすると、そういうことで河川整備とダム操作が一体となって安全性の向上を図るといったようなことを考えているところです。

これが今の嘉瀬川水系の事業メニューです。右手の方が北側になりまして、嘉瀬川ダムがあります。左側が有明海ということで嘉瀬川の河口になります。今、河口の方から、嘉瀬川の国が管理している区間というのが 16.6 kmあります。官人橋から上流、今度は青の表示ですけれどもこれから上流、嘉瀬川ダム下流の方までが県管理区間というところになっています。今回、整備計画でも変更をかけていますけれども、次のページの中で県の今回の主な事業というところを位置付けているところです。左下の方の官人橋から左側、ダムの上流より少し下流です、古湯温泉くらいまでの区間、11.6 kmにつきまして総事業費 85 億円。堤防整備がオレンジ色、河道掘削をするところが緑色、橋梁・堰の改築ということで橋梁につきましては 3 橋、それと堰を 1 つ改築する予定となっているところです。

新規マニュアル評価に基づきましてご説明いたします。位置付けという項目に対しては 4 つの項目があります。まずは県土整備部の基本方針、治水対策の推進に位置付けているかということで、これは位置付けているということで 10 点。それと次、嘉瀬川水系の河川整備計画、これは今、変更中でありまして、川づくり委員会には改正を諮っていますのでこれが 50 点、浸水被害につきましても 2 回以上、12 回起きていますので 20 点、それと浸水被害も 3,393 戸ということで、これは佐賀市内の浸水被害をカウントしています。それで合計 80 点の A 評価という評価をしています。

次が必要効果についてです。費用対効果、これは 19.5 ということで 1 以上あることから 60 点、次は堤防の危険度ということでこれは全体的に掘り込み河道ですので、どちらかといえば堤防天端よりも人が住んでいるところの方が低い、高低差がありませんのでこれは 0 点。それと被害想定区域内に福祉施設、公共施設が 3 施設以上あるということで 20 点、合計が 80 で A 評価という判断をしています。

費用対効果について、具体的な数字につきましては、費用便益は下の方に一般資産、農作物の被害、公共土木施設の被害、そういったものの被害を軽減できるというところをカウントすれば 3,253 億円程度になると、総事業費につきましては、現時点の総事業費に直した結果、それと維持管理費を加えた結果 167 億円。B/C を計算したら 19.5 という数値になっております。

3番目が実施環境です。これは2項目です。佐賀地区建設関係合同期成会からの治水の促進に関する提案書が提出されております。これが40点。この合同期成会というものは流域の佐賀市、小城市、神崎市など9つの首長さんからなる会でありまして、そういったところから要望書が出ているというようなことです。それと次が、佐賀市の排水対策の計画がなされております。また、嘉瀬川水系の協力団体ということで、嘉瀬川の交流軸に伴って積極的な河川愛護の活動等の取組もある河川ですので40点、合わせまして80点というところで評価をしております。

最後です、位置付け、必要性・効果それぞれA評価ということで優先的に事業を実施するというような評価をしているところです。説明は以上になります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。ちょっとお聞きしたいのですけれども、この県で整備するところって、80年に1回降るような大雨に対する整備計画、80分の1ですか。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

80分の1です。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

現計画は、概ね30分の1であり、築堤やパラペット等の整備により、国と同一の80分の1まで引き上げる計画です。

(伊藤委員長)

80年に1回くらいの、本当の大雨に対してもつようにするという感じですね。逆に言えば30分の1、降雨量にするとどのくらいですかね、日で、1,000mmあるぐらいかな。感覚的でいいです。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

少し調べてから改めて回答いたします。

(伊藤委員長)

要は、昨今の温暖化によるゲリラ豪雨なり、線状降水帯なりが九州に限らず日本のどこかで1年に1回は起こっているような時代ですので、30分の1といってもこの辺も10分の1か5分の1ぐらいになっているのですかね、令和元年と令和3年にも溢れていますので。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

そうですね。

(伊藤委員長)

転ばぬ先の杖ではないですけれども、本当に80分の1、80年に1回にしる、100年に1回にしる、ちょっと余計に見積もっていただいても、こういった安全対策を積極的に行っていただくというのは重要かと思います。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

元々30分の1というのが今まで過去において流域で起きた3番目に大きい値を目標にしているので、今回は2番目の大きさを目標にした数値でございます。

(伊藤委員長)

なるほど、分かりました。では委員の皆様何かございましたらお願いいたします。はい、お願いいたします。

(白田委員)

白田と申します。素人質問で恐縮なのですが、採点基準についてお伺いしたいです。公共事業新規評価調書の15ページのところに、嘉瀬川についての記載があると思うのですが、評価の視点の(3)の実施環境のところ、地元状況：周辺住民の合意で要望書あり。事業に対して協力的で、同意が得られている。というところで60点分の40点となっていると思います。この事業で、例えば19ページの調書でしたら、実施環境のところ、地元状況で周辺住民の合意のところでは、地元自治会からの要望があり、地元からの要望があるとして60点分の60点というふうになっていて、前者の方が後者の19ページのところの下よりも合意形成が進んでいるのではないかなと思ったのですが、なぜ、前者の方が40点で後者が60点という差が生じているのかなというところが少し気になりました。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

そうですね、今回、河川事業ということで延長が11kmくらいで長いです。もう1つの方は砂防事業ということで、ピンポイントで自分の家の裏山だとか、そういった地区的に限られたところで整備をするということで、合意形成が完全にできないと次の整備をできないということになります。ただ、河川であったら、整備するところは小さいですけれども、被害が起きたときに流域一帯で氾濫して浸水被害が起きるということもありまして、なかなか流域の全ての方から合意形成ということは難しいというのがありますが、今回は、そういうことで合同期成会というところから要望を出していただいていますので、判断としては40点という判断をさせてもらっています。よろしいでしょうか。

(白田委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員長)

他、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(笹川委員)

笹川です。事前に資料の方拝見させていただきまして、各事業の必要性和緊急性については充分理解しました。一方で、全ての事業が、77 くらいある中で、基本的には事業の見送りというような判断はほとんど存在しないということを感じています。そこは特には問題視していないのですが、そういう状況というのは裏を返せば、今の構造的に課題というのが常に蓄積されている状況、常にひっ迫して緊急な状況が続いている状況なのかなというふうにも感じております。今後、その数十年先とかを見据えた際に、この公共物の維持管理とか修繕に関わる費用などが更に大きくなっていくのではないかなと懸念をしています。

私は、まちづくり協議会に関わる中で、多くの地域の方々と接する機会があるのですが、山とか河川の変化、またそれに伴う不安の声とかを現場で感じる機会が増えているのですが、そうした実感から起きている事象に対する対処、今みたいな砂防の修繕とかいろんなものがあると思うのですが、ただそれだけではどうしても追いつかない状況に入ってきているのではないかなというふうに感じています。

その件でお伺いしたいのですが、今回の評価は主に個別の課題に対する対処を中心にこれまでやってこられているように、複数回この委員会に入る中で見受けられるのですが、それらの問題が発生する根本的な要因というのが、いわゆる流域や山林といった上流側の課題に対する評価とか投資をどのように位置付けられているのかをお聞きしたいです。

事前に、資料をいろいろ見る中で戦後比較して林業事業とかそういうところが大幅に減少している中で、山の管理機能自体が低下しているとかそういう現状があることを認識しているのですが、そういうことで上流側の変化が河川の氾濫とか土砂災害といった下流の課題の一因となっている可能性もあるのではないかなと感じています。なので、個別対処に加えて山や流域の管理というか、根本的な要因の対応、バランスをどのように取っていくのかという長期的な視点での考え方をお聞かせ願えればなと思います。以上です。

(県土整備部 北村副部長)

ありがとうございます。

1つ、前段にあった事業見送りが無いというのは、実はそういうことでもなくて、資料1ページと2ページをご覧くださいと分かるのですが、現地機関の評価とか検討数という

のは事業化する数よりも多いのです。今回事業化された箇所以外も幅広く候補地を募って、ピックアップして検討はしているのです。そういう中で、今回、皆さんにご審議いただいた事業評価の考え方に沿って優先順位が高いところが上がって来ていて、それをこちらの方でも客観的に評価したというかたちです。ですから、見送りが全然ないわけではなくて優先順位という観点からまだ先でいいですよという感じのものというのは結構、これ数を見ていただくと 144 の 13 だったり、259 の 202 だったりしますので、あります。それが 1 つです。それから、さっきのメンテナンスの話は、確かに頭が痛い課題なのは事実です。治水の話に関して申し上げますと、笹川さんがおっしゃったことをダイレクトにお返しするならば、佐賀県の場合はいわゆる森川海人っというのを 9 年くらいずっとやっています。要は、森づくり、森林の保全を流域に沿ってすることが、豊かな自然環境だけではなくて、治水の面でも大事だということをやっています。だから、この委員会自体は公共事業の評価という観点からなのであまり出てきませんが、県の政策体系としてはそういった幅広い視点でもやっていますし、集大成ではないですけど県の各分野で取り組んできたそういったものを皆さんにももっと広げていこうということで、大きなイベントとかも令和 10 年度に山の博覧会ということで考えられています。なので、この委員会の射程はこうなのだけど、政策としてはもっと広くもちろん見えていますということです。ただ、おっしゃったことは本当に大事なことで、今後、マニュアルとか要領とかがありますが、そういう中で笹川さんはじめ委員の皆さんの中から、例えばこういう視点をマニュアルの中に反映した方がいいのではないかとか、評価基準に入れた方がいいのではないかとかいうのがあれば、もちろんご意見ご提案は是非いただきたいし、いただくための場だと思っています。引き続きよろしくお願いします。以上です。

(笹川委員)

ありがとうございます。

(農林水産部 吉良副部長)

農林水産部副部長の吉良でございます。私、林業の担当をしまして、少しだけ山の整備のことをお話ししたいと思います。

先程、北村副部長の方から森川海人っの話がでましたけれども、これは平成 29 年に九州北部豪雨、朝倉地方が水害・土砂災害にあったときに山が崩れて木も流れてきて有明海に流木が流れついて海の方もだいぶ被害があったということで、それを契機に森と川と海をしっかり守っていこうということでプロジェクトを平成 29 年からしております。

私たち山の方では、森林の整備を行っています。県内はだいたい県の面積の 45% が森林です。そのうちの 6 割、7 割くらいがスギやヒノキの人工林でございますので、これは人の手によって植えられたものですので植えた以上は管理がやはり必要になってきます。植えてから最初は草刈りをしますし 5 年ぐらい、その後、木が成長の過程で混みあってくると間

伐という間引きの作業が必要になってきます。それについては国、県の補助事業とかございますけれども、そういったところで整備を行っていています。特に、比較的森林所有者、地形が緩やかなところでは森林所有者とか森林組合が直接整備を行うことができますので、そういったところでは約7割補助を出しながら整備を行っていています。でもどうしても傾斜がきつくて林業的に回していくのが難しいところは、例えば、佐賀県森林環境税というのがございます。県民の皆様から一人500円をいただいています。それがだいたい年間2億5千万円程いただいておりますので、それを活用しながら、財源と森林の整備、間伐などを行っているというところです。

あと、公共事業で関わってくるのは、先程、治山事業というのが出てきておりましたけれども、森林の整備だけでは収まらないようなところ、そこは治山堰堤という土砂止めのダムを作ったりしながら一体的に整備をしていくということがございます。よろしくお願ひします。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。他はどうでしょうか。何かございますか。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

先程、委員長からご質問いただいた数字についてよろしいですか。

(伊藤委員長)

お願いします。

(県土整備部河川砂防課 中原課長)

今、30年に1回の雨ということでの計画は、2日雨量で462mm、今回、80分の1ということでそれも2日雨量で545mmの雨の計画。ちなみに令和5年の雨というのが24時間で348mmという雨で、集中的に降ったということでもあるのではないかと思います。以上です。

(伊藤委員長)

なかなか、微妙なラインというのもありますけど、これから起こりうるような、雨が降りうるような感じになってきていますので、令和27年くらいまでの事業だったですよ、長い事業です。是非ともしっかりとした整備をお願いいたします。

では、いかがでしょうか、他になれば、はい、それでは事務局にマイクをお返しいたします。

4、閉会

(県土整備部県土企画課 御厨副課長)

はい、ありがとうございました。伊藤委員長におかれましては議事の進行を、委員の皆様におかれましては活発なご議論をいただきましてありがとうございます。

本日いただいた貴重な御意見については、今後の公共事業の取組に活かしていきたいと考えております。

今年度は、本会議をもって終了となります。

それではこれもちまして第 67 回公共事業評価監視委員会を終了します。皆様ありがとうございました。

(参加者一同)

ありがとうございました。